

# 身体障がい者等の軽自動車税の減免について

障がいのある方のために使用する軽自動車等で一定の条件に該当するもの（1台に限る。）については、軽自動車税を減免することができます。

減免を希望される場合は、下記を参照の上、（※）納期限までに鳩山町役場 税務会計課の窓口で手続きをお願いします。

※納期限：毎年5月31日（納期限が土日にあたる場合は直後の月曜日）

## 1 減免の対象となる軽自動車（すべてを満たす場合に限ります。）

- （1）身体障がい者等又は生計を一にする家族が所有する軽自動車で、専ら身体障がい者等の通院、通学、通勤又は生業のために使用するもの。
- （2）自動車検査証に「自家用」と表記されている軽自動車。（「事業用」では減免できません。）
- （3）身体障がい者等が下記「3 減免の対象となる障害の程度」の表に記載のあるいずれかの手帳の交付を受け、かつ、その手帳の障がいの区分と級別に該当すること。

運転者 納税義務者	障がい者本人	障がい者と 同一生計の家族等	常時介護者 (障がい者のために 常時運転する方)
障がい者本人	○	○	△
障がい者と同一生計の家族等	○	○	×
常時介護者	×	×	×

○：減免できます。

×：減免できません。

△：障がい者の世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、常時介護者が運転することにより減免できます。

## 2 手続きに必要な書類

- （1）軽自動車税減免申請書（役場税務会計課にあります。）
- （2）納税義務者の印鑑【認印可】
- （3）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療受給者証も必要）  
又は戦傷病者手帳【原本】 ※手続きを申請中の方は申請先の受理証明書
- （4）運転者の運転免許証【コピー可、表裏両面】
- （5）軽自動車税の納税通知書【原本】
- （6）自動車検査証【コピー可】

### 3 減免の対象となる障害の程度

手帳の種類	障害の区分		障害の級別（障害の程度）
身体障害者手帳	視覚		1級から3級までの各級又は4級の1
	聴覚		2級又は3級
	平衡機能		3級
	音声機能又は言語機能		3級（こう頭が摘出された場合に限る。）
	上肢不自由		1級又は2級
	下肢不自由		1級から6級までの各級
	体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
	乳幼児期以前の非進行性	上肢	1級又は2級
	脳病変による運動機能	移動	1級から6級までの各級
	心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸の機能		1級又は3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1級から3級までの各級
	肝臓機能		1級から3級までの各級
療育手帳（みどりの手帳）			㊦又はA
精神障害者保健福祉手帳			1級（障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方に限ります。）
戦傷病者手帳			恩給法に定める障害の程度で、減免の範囲が定められています。

※「半身不随」のように障がいがある場合は、障害の区分ごとに判断します。

例えば、障害名が「左上下肢機能の軽度の障害6級」であっても、これを個別に判断すると、上肢7級・下肢7級となる場合は、減免できません。

### 4 減免申請の省略について

身体障がい者等の軽自動車税減免申請は、前年度の減免内容に変更がない場合は、申請手続は不要です。前年度と同内容の減免申請があったものとみなして、審査を行い、減免の対象となる要件を満たす場合、減免決定します。

ただし、以下のように前年度からの変更がある場合には、「減免理由消滅（変更）申告書」を提出してください。

- ・身体障がい者等のために軽自動車等を使用しなくなった
- ・身体障がい者等と生計を一にしなくなった

・身体障がい者等の障害区分や級が変わったり、その他要件が減免の要件を満たさなくなった

- ・減免対象車両を廃車した
- ・減免対象車両を普通自動車に変更する
- ・減免対象車両を他の軽自動車等に変更する
- ・減免対象車両に係る申請内容（所有者、運転者、車両番号（標識番号）等）が変更になった

免許証の更新や車検証の更新をした場合は、「減免理由消滅（変更）申告書」の提出は不要です。

障がい者の住所が町外の場合は減免の対象となる要件が確認できないため、前年度に減免を受けていても毎年申請が必要です。

軽自動車税を納付すると減免できなくなるため、納税通知書発送時に納付書は同封いたしませんので、納税通知書にて税額のみご確認ください。同様の理由により、口座振替もいたしません。減免理由が消滅した方には納付書をお送りします。

## 5 その他

- （1）軽自動車税減免申請が初年度の方や、前年度軽自動車税が減免でなかった方の減免の申請、あるいは、前年度からの変更がある方の「減免理由消滅（変更）申告書」の提出は、（※）納期限までに行ってください。申請期限を過ぎた場合や納付後は減免できません。必ず、納付する前に申請してください。

※納期限：毎年5月31日（納期限が土日にあたる場合は直後の月曜日）

- （2）減免決定通知は6月初旬にお送りします。
- （3）軽自動車税減免申請が初年度で口座振替をご利用の方については、口座振替を停止する手続きが間に合わなかった場合、一度お引落しさせていただき、後日還付しますのでご了承ください。
- （4）軽自動車等と普通自動車をお持ちの方は、どちらかの1台が減免の対象となります。普通自動車の減免については、東松山県税事務所（0493-23-8908）へお問い合わせください。

### ●お問い合わせ先●

〒350-0392

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16  
鳩山町役場税務会計課 資産税・賦課担当

TEL 049 - 296 - 1211 内線 137